

審議案件に関する概要

令和5年10月20日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和5年3月6日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北八条東四丁目1番20号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	サツドラ当別太美店 石狩郡当別町太美町1470-4、1470-5、1470-7	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹 札幌市東区北八条東四丁目1番20号	
(3) 新設日	令和5年11月7日	
(4) 店舗面積の合計	1,310 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	50 台
	駐輪場の収容台数	23 台
	荷さばき施設の面積	106 m ²
	廃棄物保管施設の容量	28 m ³
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	出入口2箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 50 台 ≤ 50 台
	従業員駐車場等の整備	32 台
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	23 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無
	搬入車両等の誘導	・荷さばき施設は処理能力3台/時に対し1台の搬入であるため、十分な規模と考えます。 ・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮します。

		<ul style="list-style-type: none"> 一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮します。 				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。 来店車両に対し、各出入口に看板を設置し注意喚起をし、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。 				
	交通整理員の配置	<p>開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めます。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応します。</p>				
	除排雪による堆積方法	<p>除排雪業者と契約し、降雪 10cm 以上で出勤し店舗開店前までに終了させます。なお、堆積場の雪は適時排出し、来客者駐車台数の確保に努めます。また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努めます。</p>				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	5 5 dB	4 1 dB	○	
		2	5 5 dB	3 9 dB	○	
		3	5 5 dB	3 8 dB	○	
		4	5 5 dB	4 7 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	4 5 dB	2 7 dB	○	
		2	4 5 dB	2 5 dB	○	
		3	4 5 dB	2 7 dB	○	
		4	4 5 dB	4 2 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a 1	冷凍機①	4 0 dB	3 6 dB	◎
		a 2	排気①	4 0 dB	3 2 dB	◎
		【夜間の音源毎騒音レベル最大値】評価○は、敷地境界内で規制基準を超えますが、住民壁際では規制基準を満たします。				
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導いたします。 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮します。 豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）は行いません。 				

	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮をします。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。
	付帯設備・施設等の対策	室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮をします。
	青少年等の蝟集等の対策	営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じていきます。 ・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図ります。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 6.105 m ³ ≤ 設置容量 27.705 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設①は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはありません。 ・廃棄物保管施設②は屋外に設置しますが、廃棄物が飛散することがないように開閉時以外は施錠し管理します。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。 ・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示します。 ・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努めますが、まれに食品の廃棄があると想定されますが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生いたしません。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じていきます。

(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮します。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。
(5) 防災対策への配慮	災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行います。
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮します。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行います。
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会（警察）	北海道札幌方面北警察署交通課、北海道道警察本部交通部交通規制課へ計画概要を説明し、指摘事項なし
地元市町村	当別町産業振興課へ計画概要を説明し、協議済み
その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5. 道（石狩振興局連絡調整会議）の意見

意見を述べる必要がないものとする。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文 【サツドラ当別太美店】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 4 条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第 4 条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

当別町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第 4 条の指針を勘案し検討を行った結果、届出等に記載された計画については、適正な配慮がなされているものと認め、上記のとおり答申するものである。